

【目的】

問1 入所指針を策定する目的は何ですか。

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下、「施設」といいます。）において、非常に多くの入所待機者がいる状況の中で、入所の必要性が高い入所申込者が優先的・緊急的に入所できるよう、施設における入所決定の手続き及び基準を定めることを目的として本入所指針を策定しています。

また、本指針を公表し、入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性の確保を図っています。

【入所申込】

問2 入所申込を行うのは、本人ですか、それとも家族ですか。

入所申込は、基本的にサービス提供を希望する本人が行います。

ただし、本人による申込が困難な場合は、家族が本人の意思を確認した上で、本人に代わって申込を行うことが可能です。

心身の状況等により、本人及び家族が申込を行えない場合は、施設や居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーにご相談ください。

問3 要介護認定の申請手続き中の方が入所申込をすることは可能ですか。

要介護認定の結果によっては、入所の対象とならない場合もあることから、緊急で入所が必要な場合や要介護3以上の認定を受けることが確実に見込まれる場合などを除き、基本的には、要介護認定の申請結果を待ってからお申し込みいただきたいと思います。

問4 複数施設へ入所申込することはできますか。

複数施設へ入所を申し込むことは可能です。

ただし、申込を受けた各施設において、入所申込書の内容等により、随時、入所の優先順位を検討していることから、申込以降、お身体の状態等状況に変化があった場合は、お申し込みいただいた全ての施設にその旨お知らせいただきますようお願いいたします。また、いずれかの施設に入所が決まった際は、他の入所申込を行った施設にその旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

問5 要介護1又は2の方は、入所申込ができないのでしょうか。

平成27年4月1日以降、新たに施設へ入所する場合は、原則、要介護3以上であることが要件となりますが、要介護1又は2であっても、特例入所の要件（※問6参照）に該当する場合は、入所が可能となります。

したがって、要介護1又は2の方が入所申込を行う際には、事前に担当のケアマネジャーや施設の担当職員と御相談いただき、施設入所を希望されるご本人の状況が特列入所の要件に該当するかどうかを踏まえて、申込を検討していただければと思います。

問6 特列入所の対象となるにはどのような要件があるのでしょうか。

特列入所の要件は、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があること」です。

このやむを得ない事由の有無については、次の事情を考慮し判定します。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

上記要件に該当するかどうかを施設において判断するために、申込時に、入所申込書と併せて、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成する「特列入所の要件に係る情報提供書」（以下「情報提供書」といいます。）を提出していただきます。

問7 要介護1又は2の方が入所を申し込む際に、担当のケアマネジャーがいない場合は、情報提供書の作成はどうすれば良いのでしょうか。

病院や施設等に入院・入所中であって、担当のケアマネジャーがいない場合は、施設において情報提供書を作成しますので入所申込時にご相談ください。

また、介護保険の在宅サービスを利用していない方が、介護が必要な状況になり、施設入所を申し込む場合には、入所待機者が非常に多い状況の中で、施設をすぐにご利用になれないこともあることから、在宅サービスの導入など今後の日常生活について検討する必要があると思われます。

このような場合は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などにご相談いただき、在宅サービスの導入に向けて居宅介護支援事業所と契約することになった際には、当該事業所に情報提供書の作成をご依頼いただきたいと思います。

問8 平成27年4月1日以降に、要介護3以上の方が入所申込を行った後、介護度が改善し要介護2以下になった場合、入所申込は無効になるのでしょうか。

入所申込は、施設と申込者の間で交わされる契約であるため、入所申込を無効にするかどうかの取扱いは当事者間において決める必要があると考えます。入所申込時に取扱いの確認をお願いいたします。

問9 現状では入所の必要性がない場合であっても、あらかじめ入所申込を行っておいた方が、入所の優先順位を決める際に有利になるのでしょうか。

入所待機の期間は、評価基準の項目となっていないため、入所決定の審査には影響しません。入所が必要な状況になってからお申し込みいただきますようお願いいたします。

【入所基準・判定等】

問10 特列入所の対象に該当するか否かの判定はどこが行うのでしょうか。

入所申込の内容と居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーや保険者からの意見を参考に、施設において特列入所の対象に該当するか否かを判定します。

問11 特列入所の対象となった場合は、要介護3以上の申込者に優先して入所が可能となるのでしょうか。

特列入所の要件に該当する方は、例外的に施設の入所対象となりますが、入所の判定に当たっては、要介護3以上の他の入所申込者と同じ審査基準により入所の優先順位を判断します。

問12 評価基準の居宅サービス利用状況の割合はどのように判定すれば良いのでしょうか。

居宅サービス利用状況の割合とは、要介護度別の支給限度基準額の単位数に対する、サービス利用実績の単位数の割合（利用率）を言います。

基本的には、直近3か月の実績の平均利用率により判定を行いますが、次の場合は状況に応じて利用率を算出します。

- ・ 新規に要介護認定を受けた場合など、実績が3か月に満たないときは、認定を受けた月より後の月の利用率を算出してください。
- ・ 介護老人保健施設や病院等に入所・入院により、サービスを利用していない期間がある場合は、1月を通じてサービスを利用した月のみを対象にして利用率を算出してください。
- ・ 入所・入院等により、直近3か月において、1月を通じて在宅サービスを利用した実績が無い場合は、在宅に戻った場合等に必要となるサービスを想定して利用率を算出してください。

問13 入所申込の評価結果などは教えてもらえるのでしょうか。また、入所時期の見込みは教えてもらえるのでしょうか。

入所申込者やその家族が、施設に対して入所決定に関する協議内容の開示を求めた場合は、個人情報に係る部分を除いて、これに応じることを入所指針で定めています。

また、入所時期の見込みについては、入所者の退所時期・人数や優先度が高い入所申込の多少などにも影響されることから予想が非常に困難です。

【特列入所に係る情報共有】

問14 広島市への特列入所に係る意見照会はどのように行えばよいのでしょうか。また、どのくらいの期間で回答をもらえるのでしょうか。

本市への意見照会は、所定の様式に、入所申込書と情報提供書を添付し、各区健康長寿課介護保険係へ提出することにより行います。

特別な事情が無い限り、本市担当課が書類を受け取ってから、1週間程度を目安に回答したいと考えています。

問15 広島市の特列入所に係る意見に反して、施設が入所決定しても良いのでしょうか。

入所決定の判断主体は施設であるため、本市の意見に拘束されません。

ただし、可能な限り、施設と本市の判断に齟齬が生じないよう、適切に情報共有したいと考えております。

問16 要介護1又は2の人からの入所申込について、施設から広島市への報告はどのようにすれば良いのでしょうか。

現在、年2回実施している入所待機者調査と併せて報告していただきます。

詳細の報告方法は別途お知らせしますが、施設において、要介護1又は2の人からの申込については、特列入所の要件に該当する人と該当しない人を分けて管理しておいてください。

問17 他の市町村の被保険者から入所申込を受けた場合は、保険者との情報共有（意見照会・報告）の方法はどうすれば良いのでしょうか。

他の市町村の被保険者から入所申込があった場合は、当該市町村に意見照会・報告を行うこととなります。手続きがそれぞれ異なりますので、各保険者にお問い合わせください。

問18 他の市町村に所在する施設に、広島市の被保険者が入所申込をする場合は、どのように手続きすれば良いのでしょうか。

他の市町村に所在する施設は、本指針が適用されませんので、入所申込の手続きについては、入所を希望する施設にお問い合わせください。

【制度改正前の入所者等の取扱】

問19 平成27年3月31日時点で施設に入所している要介護1又は2の方は、同年4月1日以降、施設を退所しなければならないのでしょうか。また、平成27年3月31日時点で施設に入所している要介護3以上の方が、同年4月1日以降、要介護2以下に改善した場合は、改善した時点で退所しなければならないのでしょうか。

平成27年3月31日以前から施設に入所している場合は、同年4月1日以降も引き続き入所することが可能です。（設問のどちらのケースも引き続き入所が可能です。）

問20 平成27年3月31日時点で入所している要介護1又は2の方が入院のために施設を一旦退所した場合、退院後に再入所することはできるのでしょうか。（再入所時点においても要介護1又は2である場合）

再入所の際には、新規入所者として判定するため、特列入所の要件に該当しなければ、入所対象になりません。

問21 平成27年3月31日以前に、要介護1又は2で入所申込をしていた人は、平成27年4月以降、その入所申込は無効となるのでしょうか。

入所申込は、申込者と施設の間で交わされた契約であるため、無効とするかどうかについて、本市が決定することはできません。

平成27年4月以降、要介護1又は2の人が入所対象となるためには、所定の手続きが必要であるため、施設から対象者に向けて、制度改正の周知等を行うことができるよう、本市において文書の標準例を作成し、各施設にお示ししています。

問22 平成27年4月1日以降に、要介護3以上で入所した人が、その後、要介護1・2に改善した場合は、引き続き入所することができるのでしょうか。

要介護1・2に変更となった場合は、原則、退所することになりますが、特列入所の要件に該当すると認められる場合は再入所することが可能です。

【特例入所の要件に該当する旨の申立てについて】（平成29年9月1日追加）

問23 要介護1・2の方から、特例入所の要件に該当する旨の記載を行わない場合、入所申込はできないのでしょうか。

特例入所の要件に該当しない要介護1・2の方の入所申込に関する取扱いについては、入所を希望する施設にお問い合わせください。

問24 特例入所の要件に該当する旨の申立を行った場合は、必ず特例入所対象者（入所判定対象者）となるのでしょうか。

入所申込書上に、特例入所の要件に該当する旨の記載がある方であっても、この記載と併せて情報提供書や関係機関への聞き取りの内容を勘案し、施設において特例入所の要件に該当するか否かの判定を行うこととなります。

判定の結果、要件に該当しない場合の取扱いについては、入所を希望する施設にお問い合わせください。